

留意事項

発生のおそれのある労働災害の重篤度は、影響を受ける身体の部分とその程度・内容等を考慮し、表1-1のように4段階に区分し点数化していますが、区分別の点数は任意に定めることができます。

重篤度（災害の程度）は低く見積もりがちです。災害防止の立場から重篤度（災害の程度）は最悪の場合を想定した評価（見積り）が必要です。検討会等で重篤度を高く評価（災害程度が大きい）する意見が出されている場合は、内容を十分検討して適正な評価（見積り）を行います。

例えば、階段から転落する事故の場合についてみると、一般的には骨折又は打撲となることが多いのですが、対象となる階段の状況（階段の高さや手すりの有無、落下地点がコンクリートであるなど）を現場で考えたときどのように見積もるか、その内容を十分検討することが大切です。

（2）発生の可能性（発生の確率）の見積り

同じく「発生の可能性（発生の確率）」についても該当する表1-2の内容の目安を選び、その点数を「4 リスクの見積り」の「**可能性**」欄に記入します。

表1-2 発生の可能性の区分と評価の点数（例）

可能性	点数	内容の目安
確実である	6	かなりの注意力を高めていても災害になる。
可能性が高い	4	通常の注意力では災害につながる。
可能性がある	2	うっかりしていると災害になる。
ほとんどない	1	通常の状態では災害にならない。

（3）危険性又は有害性に近づく頻度の見積り

同じく「危険性又は有害性に近づく頻度」についても該当する表1-3の内容の目安を選び、その点数を「4 リスクの見積り」の「**頻度**」欄に記入します。